

令和6年2月26日
消防本部総務課

消防団員 各位

源泉徴収票の記載誤りについて

本市の消防団員に対し支給している職務報酬について、源泉徴収票の支払金額の記載内容の誤りがあったことが判明いたしました。該当する消防団員の皆様には、多大なご迷惑をおかけしていることをお詫び申し上げます。

本件により所得税を多く納付している団員がいることが予想されますので下記のとおりお知らせいたします。

なお、国民健康保険料に関しまして、前年分の収入が保険料の基礎となることから、居住する市町村において再計算を行い、還付等のお知らせが届く場合がありますので併せて申し添えます。

1 対応（所得税に関するもの）

該当する方には、5年を遡り修正した源泉徴収票を再発行します。

以前の源泉徴収票で確定申告をされた方については、税額が変更になる可能性がありますので、所轄の税務署にお問い合わせください。

2 源泉徴収票の記載等および対応の注意事項

- (1) 訂正分の氏名と住所が一部手書きとなっている場合がありますが、更生の請求（注）の手続きには問題がないことを税務署に確認済みです。
- (2) 該当年内に氏名やマイナンバー登録等のデータを変更されたことにより、源泉徴収票が2枚発行される場合があります。
- (3) 更生の請求は、法定申告期限（3月15日）から5年以内に提出することとなっていますのでご注意ください。

※ 平成30年分は令和6年3月15日が期限となります。

更生の請求とは、確定申告期限後に申告書に書いた税額等に誤りがあったことを発見した場合で、申告等をした税額等が実際より多かったときに正しい額に訂正することを求める場合の手続きです。

担 当 消防本部総務課
課 長 佐藤 良和
内 線 75・430
直 通 823-4000